

平成 27 年度都道府県単位保険料率の
決定に係る参考資料

都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法

第160条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三 (略)

4・5 (略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13 (略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

激変緩和率による保険料率の調整

◎平成18年健康保険法等改正法

附 則

第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から平成32年3月31日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

定款変更に関する法律上の手続

◎健康保険法

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 (略)

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 第7条の22第2項に規定する運営規則の変更

三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分又は重大な債務の負担

五 第7条の35第2項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更

六 その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

2・3 (略)

◎健康保険法施行規則

第2条の2 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第7条の6第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項とする。

平成27年度都道府県単位保険料率の算定にかかる基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率の算定(年齢調整及び所得調整を含む)に当たっては、下記の基礎データが必要となる。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 変更月前後別・都道府県支部別総報酬額

- 注 ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び変更月前後別・都道府県支部別総報酬額については、平成25年度の実績データを集計したものに、全国計における平成27年度の見込み値の平成25年度の実績値との比率を乗じて算出。
- ・ 都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成25年度の実績データを集計したものから、東日本大震災に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額(窓口負担減免額及び福島支部の波及増分に係る額(約11.0億円))を控除した上で、全国計の平成27年度の見込み値との比率を乗じて算出。
- ・ また、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額(原子爆弾被爆者に係る医療費、療養担当手当に係る額及び水俣病患者に係る医療費)を控除している。

- 平成27年度の都道府県単位保険料率の算定において、平成25年度の都道府県支部ごとの収支における収支差及び平成25年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う準備金取崩し額における本来の総報酬按分による取崩し額との差分について精算する。

○ 都道府県支部別・年齢階級別 加入者数(平成27年度見込み)

(百人)

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
全 国	363,720	19,529	20,015	20,891	21,830	24,267	27,347	30,164	34,719	34,436	28,910	26,964	26,630	27,759	13,766	6,493
1 北海道	17,601	816	864	933	1,023	1,118	1,192	1,362	1,628	1,634	1,447	1,410	1,447	1,644	777	303
2 青森	4,333	202	226	266	290	273	293	340	393	389	364	373	361	333	147	81
3 岩手	4,222	207	225	254	273	273	289	326	374	355	335	361	370	344	150	87
4 宮城	6,910	365	375	395	404	457	534	607	657	595	509	523	554	560	253	122
5 秋田	3,447	154	173	192	216	205	225	265	300	280	271	309	332	307	135	83
6 山形	3,932	197	214	232	255	260	282	316	344	317	297	338	354	317	132	77
7 福島	6,431	322	352	388	426	462	496	520	570	520	478	528	546	498	208	116
8 茨城	6,253	325	345	365	389	425	479	531	599	592	496	462	469	456	211	109
9 栃木	5,016	264	282	288	290	334	388	435	497	465	379	365	384	377	179	90
10 群馬	5,852	303	331	356	368	385	411	461	557	564	470	420	432	447	231	114
11 埼玉	11,171	571	626	655	679	725	781	884	1,089	1,180	959	794	759	807	438	224
12 千葉県	7,716	391	410	429	442	504	560	622	742	787	643	559	543	600	327	158
13 東京都	38,264	1,892	1,805	1,799	1,886	2,481	3,236	3,641	3,947	3,893	3,209	2,734	2,600	2,976	1,516	650
14 神奈川県	13,044	672	700	719	726	798	929	1,072	1,307	1,393	1,139	947	871	988	536	249
15 新潟	8,258	422	448	484	534	545	569	643	754	726	657	650	692	674	297	163
16 富山	4,025	202	227	243	246	250	268	310	394	393	317	298	304	331	171	71
17 石川	4,303	236	249	261	264	284	309	338	419	412	329	310	315	329	172	75
18 福井	2,972	160	170	180	192	205	211	228	269	262	231	233	227	231	113	60
19 山梨	2,432	125	136	145	160	165	171	184	217	226	201	187	185	184	94	53
20 長野	6,352	338	366	392	402	419	432	486	596	592	507	479	485	489	247	122
21 岐阜	7,251	400	431	463	477	484	496	544	670	698	593	550	521	524	261	137
22 静岡県	9,744	512	542	569	587	631	701	773	914	932	795	732	723	756	384	190
23 愛知県	23,022	1,298	1,315	1,352	1,402	1,627	1,811	1,934	2,262	2,324	1,872	1,624	1,484	1,538	787	392
24 三重	4,947	264	273	291	315	350	368	392	456	465	404	386	355	357	180	92
25 滋賀	3,481	200	203	210	209	244	269	287	334	322	264	249	243	256	129	62
26 京都	8,665	472	476	489	495	593	684	739	860	857	689	600	558	625	361	168
27 大阪	31,174	1,739	1,738	1,790	1,821	2,121	2,434	2,671	3,107	3,180	2,533	2,125	1,937	2,173	1,209	596
28 兵庫県	14,378	779	795	839	871	981	1,096	1,175	1,375	1,393	1,151	1,050	996	1,076	553	248
29 奈良	3,107	174	180	183	187	213	231	252	296	293	246	219	206	230	130	68
30 和歌山	2,977	156	167	188	203	201	207	225	271	298	259	231	207	203	107	55
31 鳥取	2,043	110	115	122	131	137	147	166	184	170	151	162	175	166	74	33
32 島根	2,659	146	153	163	171	178	183	205	238	222	191	208	223	225	106	48
33 岡山	7,174	406	415	434	444	502	568	591	691	665	531	502	504	525	275	121
34 広島	10,392	587	593	616	638	697	761	829	1,000	1,004	801	747	753	803	398	164
35 山口	4,335	229	236	251	267	273	303	335	399	394	325	321	350	391	189	74
36 徳島	2,688	145	144	153	159	180	208	230	252	236	202	199	210	213	105	54
37 香川	3,803	211	217	229	230	251	276	308	366	352	285	272	284	304	153	65
38 愛媛	5,244	295	300	311	332	359	397	433	493	472	399	401	399	391	180	81
39 高知	2,592	135	144	160	165	161	178	205	253	242	198	201	199	200	103	47
40 福岡	18,238	1,079	1,037	1,033	1,074	1,239	1,448	1,597	1,744	1,634	1,334	1,297	1,341	1,419	670	292
41 佐賀	2,989	174	178	187	198	204	222	238	252	236	215	232	244	243	111	55
42 長崎	4,662	261	265	284	313	313	334	362	398	387	359	391	402	367	155	72
43 熊本	6,049	360	355	361	378	412	474	505	535	488	455	478	501	457	199	94
44 大分	4,220	232	238	249	268	273	302	335	380	363	312	325	343	351	173	75
45 宮崎	3,966	243	244	249	260	260	289	320	354	324	284	312	336	306	132	55
46 鹿児島	6,136	380	371	374	398	421	468	508	516	471	448	499	551	467	187	76
47 沖縄	5,249	380	365	367	370	396	434	434	464	440	374	371	357	304	120	73

・各支部の年齢階級別加入者数の平成25年度実績に、全国計の加入者数の平成27年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別 医療給付費(平成27年度見込み)

(百万円)

1 北海道	223,009	25 滋賀	37,738
2 青森	49,067	26 京都	97,189
3 岩手	47,348	27 大阪	360,751
4 宮城	78,343	28 兵庫	163,356
5 秋田	42,262	29 奈良	35,530
6 山形	43,935	30 和歌山	32,915
7 福島	69,964	31 鳥取	22,738
8 茨城	65,841	32 島根	31,105
9 栃木	54,401	33 岡山	83,809
10 群馬	63,199	34 広島	118,732
11 埼玉	119,860	35 山口	52,501
12 千葉	84,668	36 徳島	32,561
13 東京	418,859	37 香川	45,898
14 神奈川	145,792	38 愛媛	59,145
15 新潟	87,389	39 高知	30,358
16 富山	43,374	40 福岡	218,569
17 石川	48,809	41 佐賀	37,783
18 福井	33,239	42 長崎	54,732
19 山梨	26,774	43 熊本	71,140
20 長野	65,891	44 大分	50,524
21 岐阜	80,397	45 宮崎	44,279
22 静岡	104,070	46 鹿児島	69,232
23 愛知	245,084	47 沖縄	55,264
24 三重	53,128	全国計	4,100,554

- ・ 各支部の医療給付費の平成25年度実績から東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による一部負担免除額及び波及増分に係る額を控除した額に全国計の医療給付費の平成27年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費、療養担当手当等に係る額等）を控除している。

○ 年齢階級別 加入者一人当たり医療給付費(平成27年度見込み)

(円)

計	112,739
0～4歳	172,112
5～9	82,756
10～14	58,634
15～19	48,080
20～24	48,583
25～29	60,412
30～34	68,902
35～39	74,231
40～44	81,777
45～49	101,476
50～54	129,868
55～59	164,823
60～64	212,931
65～69	279,113
70～74	436,312

- ・ 全国計の年齢階級別加入者一人当たり医療給付費の平成25年度実績から東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による一部負担免除額及び波及増分に係る額を控除した額に全国計の加入者一人当たり医療給付費の平成27年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費には、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当等に係る額等）を控除している。

○ 都道府県支部別 総報酬額(平成27年度見込み)

(百万円)

	合 計		
		変更月前	変更月以後
全 国 計	78,484,568	5,771,661	72,712,906
1 北 海 道	3,503,544	250,855	3,252,689
2 青 森	786,751	57,334	729,417
3 岩 手	797,788	58,377	739,411
4 宮 城	1,413,309	102,681	1,310,628
5 秋 田	628,398	46,512	581,886
6 山 形	768,481	57,171	711,310
7 福 島	1,309,662	96,495	1,213,167
8 茨 城	1,395,061	102,963	1,292,098
9 栃 木	1,088,603	81,133	1,007,470
10 群 馬	1,241,421	91,792	1,149,629
11 埼 玉	2,511,649	184,596	2,327,053
12 千 葉	1,738,551	128,881	1,609,670
13 東 京	9,795,004	736,085	9,058,920
14 神 奈 川	3,159,690	232,297	2,927,393
15 新 潟	1,677,143	123,811	1,553,332
16 富 山	903,321	65,402	837,919
17 石 川	931,495	67,490	864,005
18 福 井	636,917	46,950	589,967
19 山 梨	511,216	38,011	473,205
20 長 野	1,328,213	98,908	1,229,305
21 岐 阜	1,552,829	113,742	1,439,086
22 静 岡	2,199,339	162,438	2,036,901
23 愛 知	5,347,322	390,759	4,956,563
24 三 重	1,087,006	80,234	1,006,772
25 滋 賀	743,993	54,226	689,767
26 京 都	1,905,449	139,788	1,765,661
27 大 阪	6,958,430	515,181	6,443,248
28 兵 庫	3,133,867	229,278	2,904,588
29 奈 良	622,620	45,278	577,342
30 和 歌 山	590,289	43,429	546,860
31 鳥 取	389,070	28,466	360,604
32 島 根	520,944	38,084	482,860
33 岡 山	1,503,447	109,910	1,393,537
34 広 島	2,198,514	161,340	2,037,174
35 山 口	907,775	65,425	842,350
36 徳 島	538,214	39,029	499,185
37 香 川	783,161	57,594	725,568
38 愛 媛	1,034,257	76,623	957,633
39 高 知	517,498	37,827	479,671
40 福 岡	3,722,828	268,860	3,453,968
41 佐 賀	560,672	40,472	520,200
42 長 崎	882,235	64,586	817,649
43 熊 本	1,153,104	84,307	1,068,796
44 大 分	805,238	59,015	746,223
45 宮 崎	732,087	53,232	678,855
46 鹿 児 島	1,136,979	83,194	1,053,785
47 沖 縄	831,186	61,600	769,585

- ・ 変更月に相当する月の前後における各支部の総報酬額の平成25年度実績に、全国計の総報酬額の平成27年度見込値の平成25年度実績値との比率を乗じて算出。
- ・ 平成27年度見込みに予定保険料納付率約0.995を乗じている。

変更月前(26年度)の都道府県単位保険料率

(%)

	都道府県単位 保険料率	第1号都道府県 単位保険料率	第2号都道府県 単位保険料率	第3号都道府県 単位保険料率	特別計上分及び 24年度精算分を除く			収入等見込額 相当率	24年度精算分及び 要精算分を除く			要精算分
					特別計上分	24年度精算分 (収支差がマイナス)	24年度精算分 (収支差がプラス)					
1 北海道	10.12	5.42	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.11	0.11	0.02	-0.03	
2 青森	10.00	5.28	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.09	0.11	0.02	-0.04	
3 岩手	9.93	5.23	4.58	0.25	0.23	0.00	0.02	0.13	0.11	0.00	0.02	
4 宮城	10.01	5.22	4.58	0.30	0.23	0.00	0.07	0.09	0.11	0.00	-0.02	
5 秋田	10.02	5.32	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.11	0.11	0.01	-0.01	
6 山形	9.96	5.27	4.58	0.25	0.23	0.00	0.02	0.13	0.11	0.00	0.02	
7 福島	9.96	5.21	4.58	0.27	0.23	0.00	0.03	0.09	0.11	0.00	-0.02	
8 茨城	9.93	5.23	4.58	0.25	0.23	0.00	0.01	0.12	0.11	0.00	0.01	
9 栃木	9.95	5.27	4.58	0.25	0.23	0.00	0.02	0.15	0.11	0.00	0.04	
10 群馬	9.95	5.26	4.58	0.24	0.23	0.00	0.01	0.13	0.11	0.00	0.02	
11 埼玉	9.94	5.24	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.11	0.11	0.00	0.00	
12 千葉	9.93	5.24	4.58	0.24	0.23	0.00	0.01	0.13	0.11	0.00	0.02	
13 東京都	9.97	5.27	4.58	0.24	0.23	0.00	0.01	0.12	0.11	0.00	0.01	
14 神奈川県	9.98	5.28	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.11	0.11	0.00	0.00	
15 新潟	9.90	5.20	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.11	0.11	0.00	0.00	
16 富山	9.93	5.24	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01	
17 石川	10.03	5.34	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.11	0.11	0.00	0.01	
18 福井	10.02	5.30	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.09	0.11	0.01	-0.03	
19 山梨	9.94	5.26	4.58	0.25	0.23	0.00	0.02	0.15	0.11	0.00	0.04	
20 長野	9.85	5.17	4.58	0.26	0.23	0.00	0.02	0.16	0.11	0.00	0.05	
21 岐阜	9.99	5.29	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.11	0.11	0.01	-0.01	
22 静岡県	9.92	5.23	4.58	0.24	0.23	0.00	0.01	0.13	0.11	0.00	0.02	
23 愛知県	9.97	5.28	4.58	0.24	0.23	0.00	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01	
24 三重	9.94	5.25	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01	
25 滋賀	9.97	5.28	4.58	0.24	0.23	0.00	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01	
26 京都	9.98	5.29	4.58	0.24	0.23	0.00	0.01	0.12	0.11	0.00	0.01	
27 大阪	10.06	5.35	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.10	0.11	0.02	-0.02	
28 兵庫県	10.00	5.32	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02	
29 奈良	10.02	5.31	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.10	0.11	0.01	-0.02	
30 和歌山	10.02	5.33	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.12	0.11	0.01	0.00	
31 鳥取	9.98	5.29	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01	
32 島根	10.00	5.32	4.58	0.24	0.23	0.00	0.01	0.13	0.11	0.00	0.02	
33 岡山	10.06	5.37	4.58	0.24	0.23	0.00	0.00	0.13	0.11	0.00	0.02	
34 広島	10.03	5.33	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.11	0.11	0.01	0.00	
35 山口	10.03	5.36	4.58	0.25	0.23	0.00	0.02	0.16	0.11	0.00	0.05	
36 徳島	10.08	5.40	4.58	0.24	0.23	0.00	0.01	0.13	0.11	0.00	0.03	
37 香川	10.09	5.40	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.12	0.11	0.01	0.00	
38 愛媛	10.03	5.32	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.10	0.11	0.01	-0.02	
39 高知	10.04	5.35	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.12	0.11	0.00	0.01	
40 福岡	10.12	5.40	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.09	0.11	0.02	-0.04	
41 佐賀	10.16	5.47	4.58	0.24	0.23	0.00	0.01	0.13	0.11	0.00	0.02	
42 長崎	10.06	5.36	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.11	0.11	0.01	-0.01	
43 熊本	10.07	5.36	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.10	0.11	0.01	-0.02	
44 大分	10.08	5.36	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.09	0.11	0.02	-0.04	
45 宮崎	10.01	5.31	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.11	0.11	0.00	0.00	
46 鹿児島	10.03	5.33	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.10	0.11	0.01	-0.02	
47 沖縄	10.03	5.29	4.58	0.23	0.23	0.00	0.00	0.07	0.11	0.03	-0.07	

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(平成27年度見込み)

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	4,100,554
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	356,943
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,039,302
・前期高齢者納付金	1,259,555
・後期高齢者支援金	1,613,509
・退職者給付拠出金	166,186
・老人保健拠出金	51
・病床転換支援金	0
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費・一般管理費(国庫補助を除く)	143,930
・貸付金	351
・雑支出	2,165
・準備金積立て	200,052
* 事務経費・雑支出(国)	21,640
合 計	7,864,936

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	7,848,457
その他収入	
・貸付金返済収入	351
・雑収入	11,943
・高齢者医療制度円滑に係る国庫補助等	806
* 日雇特例被保険者保険料収入	3,516
* 雑収入等(国)	0
合 計	7,865,073

(注)・*については、国の予算において計上されるもの。

・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当等に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・第3号経費及びその他収入において、平成25年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び平成25年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分は含まれていない。また、第3号経費の業務経費における支部ごとの特別計上分は含まれていない。

平成25年度の都道府県支部別の収支差

○平成27年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成25年度の都道府県支部ごとの収支における収支差及び平成25年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う準備金取崩し額における本来の総報酬按分による取崩し額との差分について精算する必要がある。当該精算額の数値がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1 北海道	136	25 滋賀	55
2 青森	115	26 京都	▲ 371
3 岩手	▲ 128	27 大阪	1248
4 宮城	460	28 兵庫	▲ 490
5 秋田	▲ 42	29 奈良	118
6 山形	▲ 79	30 和歌山	104
7 福島	339	31 鳥取	11
8 茨城	▲ 4	32 島根	▲ 138
9 栃木	▲ 24	33 岡山	▲ 199
10 群馬	65	34 広島	45
11 埼玉	▲ 142	35 山口	▲ 236
12 千葉	▲ 532	36 徳島	▲ 16
13 東京	▲ 266	37 香川	▲ 37
14 神奈川	▲ 99	38 愛媛	▲ 31
15 新潟	136	39 高知	15
16 富山	▲ 6	40 福岡	723
17 石川	137	41 佐賀	▲ 83
18 福井	231	42 長崎	3
19 山梨	▲ 111	43 熊本	▲ 34
20 長野	▲ 673	44 大分	276
21 岐阜	▲ 46	45 宮崎	80
22 静岡	▲ 363	46 鹿児島	▲ 8
23 愛知	▲ 320	47 沖縄	209
24 三重	▲ 26	全国計	0

平成27年度 業務経費に係る特別計上分経費（確定版）

（単位：千円）

	その他の保健事業	支部独自の サービス向上の取組み (広報・意見発信経費含む)	医療費適正化	計
01 北海道	0	0	0	0
02 青森	0	0	0	0
03 岩手	0	0	0	0
04 宮城	0	0	7,813	7,813
05 秋田	0	5,716	0	5,716
06 山形	754	352	358	1,464
07 福島	0	4,409	291	4,700
08 茨城	0	0	0	0
09 栃木	0	0	0	0
10 群馬	0	1,004	0	1,004
11 埼玉	0	0	0	0
12 千葉	0	0	0	0
13 東京	0	29,363	0	29,363
14 神奈川	0	0	0	0
15 新潟	0	6,597	0	6,597
16 富山	0	0	0	0
17 石川	0	0	0	0
18 福井	0	0	0	0
19 山梨	98	1,011	672	1,781
20 長野	0	0	0	0
21 岐阜	0	0	0	0
22 静岡	0	0	1,678	1,678
23 愛知	0	22,766	0	22,766
24 三重	0	0	0	0

（単位：千円）

	その他の保健事業	支部独自の サービス向上の取組み (広報・意見発信経費含む)	医療費適正化	計
25 滋賀	0	726	241	967
26 京都	0	0	0	0
27 大阪	0	0	19,885	19,885
28 兵庫	0	0	0	0
29 奈良	0	0	0	0
30 和歌山	0	0	118	118
31 鳥取	0	3,468	0	3,468
32 島根	0	0	0	0
33 岡山	0	0	0	0
34 広島	0	350	23,111	23,461
35 山口	0	109	0	109
36 徳島	0	0	0	0
37 香川	0	0	0	0
38 愛媛	0	0	0	0
39 高知	0	0	1,800	1,800
40 福岡	0	0	0	0
41 佐賀	0	0	0	0
42 長崎	0	0	0	0
43 熊本	0	0	0	0
44 大分	708	2,642	0	3,350
45 宮崎	0	796	0	796
46 鹿児島	0	91	0	91
47 沖縄	0	0	0	0
合計	1,560	79,400	55,967	136,927

変更月以後の共通料率等

共通料率(A+B-C)	4.78 %
A.第2号都道府県単位保険料率	4.31 %
B.第3号都道府県単位保険料率	0.49 %
C.収入等の率	0.01 %
第1号平均保険料率	5.22 %
計	10.00 %

(注)・共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率及び共通料率(C)の収入等の率には、平成25年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び平成25年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分等は含まれていない。また、共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率には支部ごとの特別計上分が含まれていない。

平成27年度都道府県単位保険料率の算定について(案)

(単位:%)

	医療給付費に係る 年齢所得調整後の 所要保険料率 (a)	所要保険料率 (a+4.78)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等除く) (b)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等含む) (b+a)
全国計	5.22	10.00	10.00	10.00
1 北海道	5.71	10.49	10.15	10.14
2 青森	5.22	10.00	10.00	9.98
3 岩手	5.06	9.84	9.95	9.97
4 宮城	5.24	10.02	10.01	9.96
5 秋田	5.41	10.19	10.06	10.06
6 山形	5.07	9.85	9.96	9.97
7 福島	5.06	9.84	9.95	9.92
8 茨城	4.96	9.74	9.92	9.92
9 栃木	5.04	9.82	9.95	9.95
10 群馬	4.96	9.74	9.92	9.92
11 埼玉	4.98	9.76	9.93	9.93
12 千葉	5.01	9.79	9.94	9.97
13 東京	5.11	9.89	9.97	9.97
14 神奈川	5.15	9.93	9.98	9.98
15 新潟	4.78	9.56	9.87	9.86
16 富山	4.91	9.69	9.91	9.91
17 石川	5.23	10.01	10.00	9.99
18 福井	5.11	9.89	9.97	9.93
19 山梨	5.02	9.80	9.94	9.96
20 長野	4.74	9.52	9.85	9.91
21 岐阜	5.15	9.93	9.98	9.98
22 静岡	4.89	9.68	9.90	9.92
23 愛知	5.08	9.86	9.96	9.97
24 三重	5.00	9.78	9.94	9.94
25 滋賀	5.05	9.83	9.95	9.94
26 京都	5.20	9.99	10.00	10.02
27 大阪	5.41	10.19	10.06	10.04
28 兵庫	5.29	10.07	10.02	10.04
29 奈良	5.23	10.01	10.00	9.98
30 和歌山	5.17	9.95	9.99	9.97
31 鳥取	5.10	9.88	9.96	9.96
32 島根	5.31	10.09	10.03	10.06
33 岡山	5.47	10.25	10.08	10.09
34 広島	5.31	10.09	10.03	10.03
35 山口	5.46	10.24	10.07	10.10
36 徳島	5.55	10.33	10.10	10.10
37 香川	5.56	10.34	10.10	10.11
38 愛媛	5.30	10.08	10.02	10.03
39 高知	5.39	10.17	10.05	10.05
40 福岡	5.59	10.37	10.11	10.09
41 佐賀	5.86	10.64	10.19	10.21
42 長崎	5.46	10.24	10.07	10.07
43 熊本	5.51	10.29	10.09	10.09
44 大分	5.46	10.24	10.07	10.03
45 宮崎	5.19	9.97	9.99	9.98
46 鹿児島	5.29	10.07	10.02	10.02
47 沖縄	5.18	9.96	9.99	9.96

- (注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、後期高齢者支援金等(3.85%)、保健事業費等(0.49%)、その他収入(▲0.01%)の合計の保険料率4.78%を全国一律に加算したものである。
- ・保険料率(b)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての所要保険料率の全国計との差が10分の3.0となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.78%を加算したものである。
 - ・保険料率(b+a)は、保険料率(b)には含まれていない、平成25年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分、平成25年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分及び支部ごとの特別計上分等を含めて算定したものである。

平成27年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率（特定保険料率）と、加入者の給付費等に充てられる保険料率（基本保険料率）の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{特定保険料率} = \frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$$

$$\text{基本保険料率} = \text{都道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率}$$

現 行

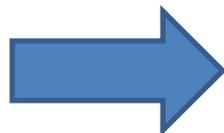
9.85～10.16%

特定保険料率 $\left(\begin{array}{c} 4.07\% \\ 5.78\sim 6.09\% \end{array} \right)$

平成27年4月賦課分～
(平成27年5月納付分～)

9.86～10.21%

$\left(\begin{array}{c} 3.83\% \\ 6.03\sim 6.38\% \end{array} \right)$



※任意継続被保険者にあつては、平成27年5月分～

5月納付分から保険料率を変更する場合の 保険料率計算の考え方

- 27年度の当該支部の支出(国庫補助等を除く)から、従前(26年度)の都道府県単位保険料率で納付される保険料(4月納付分の保険料)を減算した上で、変更月以後の当該支部の総報酬額(5月～3月納付分の保険料のベースとなる4月～2月分)で除して計算。

27年度の保険料率(5月～3月納付分)

$$= \left(\begin{array}{l} \text{当該年度の当該支部の支出(国庫補助等を除く)} \\ - \text{従前(26年度)の保険料率で納付される保険料(4月納付分の保険料)} \end{array} \right) \\ \div \text{変更月以後の当該支部の総報酬額(4月～2月分)}$$

※ 例年の計算方法

$$\text{保険料率} = \begin{array}{l} \text{当該年度の当該支部の支出(国庫補助等を除く)} \\ \div \text{当該年度の当該支部の総報酬額(前年度3月～当年度2月)} \end{array}$$